

# 緊急小口資金のしおり -生活福祉資金-

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

緊急小口資金は、低所得世帯が、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、世帯が自立し安定した生活を送れるよう支援していくための少額の貸付制度です。

## 貸付対象となる費用

- ア 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき
- イ 火災等被災によって生活費が必要なとき
- ウ 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき
- エ 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき
- オ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき
- カ 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき
- キ 法に基づく支援や実施機関および関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき
- ク 給与等の盗難によって生活費が必要なとき
- ケ 事故等により損害を受けた場合による支出増
- コ 社会福祉施設等からの退出に伴う賃貸住宅の入居に伴う敷金、礼金等の支払いによる支出増

## 貸付条件

貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子	延滞利子	連帯保証人
10万円 (1万円単位)	貸付けの日から 2ヵ月以内	据置期間経過後 12ヵ月以内	無利子	年3.00%	不要

## 貸付対象となる世帯

- ・ 住居があること
- ・ 現住所に6ヵ月以上在住していること
- ・ 低所得世帯であること
- ・ 申請者は20歳以上の生計中心者であること
- ・ 外国人の場合は在留資格があること
- ・ 原則として自立相談支援事業を利用していること
- ・ 本資金の今後の償還が見込めること

## 貸付対象外

- ・ 申請者が未成年  
(婚姻歴がある場合はこの限りではない)
- ・ 生活保護受給中の世帯員
- ・ 生活福祉資金等を滞納している世帯員
- ・ 過去に貸付金の償還を免除した履歴のある世帯員
- ・ 恒常的な生活困窮世帯、多重債務者または債務整理中の人
- ・ 住所不定又は今後定住が見込めない人
- ・ 県社協が求める書類を提出できない人
- ・ 自立相談支援事業等による支援を利用することに同意できない人
- ・ 県外に転出予定の人

## 貸付け相談・申込み・審査

- (1) 貸付け相談・申込みの窓口は、お住まいの市町社会福祉協議会になります。
- (2) 原則として、自立相談支援事業を利用し、支援を受けることが貸付け要件となります。
- (3) 本事業における利用目的の範囲内において、関係機関等と個人情報の共有を行います。
- (4) 借入申込時の提出書類をもとに、三重県社協で貸付審査を行います。借入申込書類が県社協に到着してから審査結果が出るまでに一週間程度の日数を要します。提出書類に不備・不足があった場合には、更に日数がかかる場合があります。
- (5) 次のような場合には、貸付不承認となることがあります。
  - ・ 申請書類に虚偽の申告をされている場合
  - ・ 資金の使途が制度の趣旨や資金の目的と合致しない場合
  - ・ 全国的生活福祉資金等（臨時特例つなぎ資金含む）の貸付金の償還が滞納中である人（借受人の世帯員を含む）
  - ・ 世帯収支状況から、貸付を行っても世帯の生計を維持することが困難と判断される場合
  - ・ 世帯に暴力団構成員がいる場合
  - ・ 県社協が行う審査にあたって、各種調査に応じていただけない場合
  - ・ 自立相談支援事業の利用が要件となっている場合において、その利用をしない場合

## 貸付決定と貸付方法

- (1) 償還能力等を勘案し、申請金額の減額、据置期間、償還期間の変更をして貸付決定することがあります。
- (2) 審査で貸付け決定となった場合、借受人名義の口座に振り込みます。

## 償還について

- (1) 償還は、据置期間後に毎月25日（振替日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）に借受人の指定金融機関口座から償還していただきます。
- (2) 計画通りに償還されない場合は、督促状を送付します。また、状況に応じて法的措置をとる場合もあります。

お問い合わせ・ご相談は、お住まいの市町社会福祉協議会へ